

群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十五年群馬県条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理の委託)

第二条 条例第五条の規定により、群馬県埋蔵文化財調査センター(以下「センター」という。)の管理に関する事務を公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団(以下「法人」という。)に委託する。

(考古資料等の貸付け)

第三条 センターの保管に係る考古資料及び埋蔵文化財の調査研究資料(以下「考古資料等」という。)は、群馬県立教育機関、国又は他の地方公共団体等において文化的活用のための公開の用又は教育の用に供するときは、これを貸し付けることができる。

(貸付け申請及び承認)

第四条 考古資料等の貸付けを受けようとする者は、考古資料等貸付承認申請書(別記様式第一号)正副二通を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の考古資料等貸付承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを承認することができる。

3 考古資料等の貸付けの承認は、第一項の規定により提出された考古資料等貸付承認申請書の副本に承認印(別記様式第二号)を押し、これを考古資料等の貸付けを受けようとする者に交付することにより行うものとする。

(管理に関する指示等)

第五条 知事は、貸付けに係る考古資料等の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があるときは、当該管理について指揮監督をすることができる。

(承認の取消し)

第六条 知事は、考古資料等の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該貸付けの承認を取り消すことができる。

一 考古資料等を毀損したとき。

二 貸付目的外の用に供したとき。

三 管理に関する指示等に従わないとき。

2 前項に規定する場合のほか、センターが自己の用に供する必要があるときは、当該貸付けの承認を取り消すことができる。

(損害賠償)

第七条 貸付けを受けた者は、その責めに帰すべき理由により、考古資料等を毀損又は滅失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを賠償し、又は修復しなければならない。

(考古資料等の利用)

第八条 考古資料等は、学術研究等のために利用しようとする者には、センター内に限って、これを利用させることができる。

(利用の申請及び承認)

第九条 考古資料等を利用しようとする者は、考古資料等利用承認申請書（別記様式第三号）正副二通を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の考古資料等利用承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを承認することができる。

3 考古資料等の利用の承認は、第一項の規定により提出された考古資料等利用承認申請書の副本に承認印を押し、これを考古資料等利用しようとする者に交付することにより行うものとする。

(準用規定)

第十条 考古資料等の利用については、第五条から第七条までの規定を準用する。

(考古資料の保管委託)

第十一条 県内の市町村の所有又は保管に係る考古資料について適当と認めるときは、当該市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、その長。以下同じ。）の申出により、その保管の委託を受けることができる。

2 考古資料を保管委託しようとする市町村教育委員会は、保管委託申込書（別記様式第四号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、現品の搬入と引換えに、保管受託書（別記様式第五号）を交付しなければならない。

(受託考古資料の取扱い)

第十二条 保管の委託を受けた考古資料（以下「受託考古資料」という。）は、センターの保管に係る考古資料と同様の取扱いをするものとする。

2 受託考古資料は、委託市町村教育委員会の要求があつたとき、又はセンターにやむを得ない理由が生じたときに返還するものとする。

(受託考古資料の免責)

第十三条 天災地変その他不慮の事情による受託考古資料の損害に対しては、その責めを負わない。

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て法人の理事長が定める。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

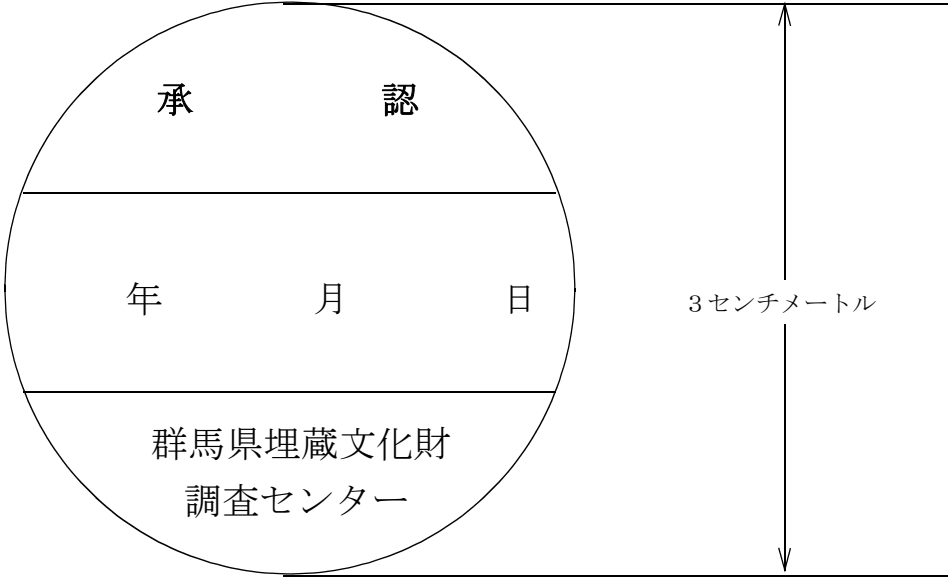
2 この規則の施行の日前に群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則（令和二年群馬県教育委員会規則第 号）による廃止前の群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十五年群馬県教育委員会規則第六号）の規定により教育長に対してなされた申請その他の行為又はこの規則の施行の際現にその効力を有する教育長がした承認その他の行為で、同日以後は知事が管理し、及び執行することとなるものについては、知事に対してなされた申請その他の行為又は知事がした承認その他の行為とみなして、

この規則の規定を適用するものとする。

別記様式第1号（規格A4）（第4条関係）

考古資料等貸付承認申請書		年 月 日
群馬県知事 あて		申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話 番 号
次のとおり、考古資料等を借り受けたいので、承認してください。		
物 件 名		
使 用 目 的		
貸 付 希 望 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
貸付けを受けた後の所在場所		
申 請 の 理 由		
そ の 他 参 考 と な る 事 項		
※ 承 認 条 件		
承 認 印 欄	注 ※印欄には、記入しないでください。	

別記様式第2号（第4条、第9条関係）



別記様式第3号（規格A4）（第9条関係）

考古資料等利用承認申請書		年 月 日
群馬県知事 あて		申請者 住 所 氏 名 電話 番号
次のとおり、考古資料等を利用したいので、承認してください。		
物 件 名		
利 用 目 的		
利 用 希 望 期 間	年 月 日	時 分 秒 時 分 秒 分 秒 まで
申 請 の 理 由		
その他参考となる事項		
※ 承 認 条 件		
承 認 印 欄	注 ※印欄には、記入しないでください。	

別記様式第4号（規格A4）（第11条関係）

保管委託申込書			年 月 日
群馬県知事 あて			申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話 番 号
次のとおり、考古資料を保管してください。			
物 件 名	数 量	特 記 事 項	
保 管 希 望 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
条 件			

別記様式第5号（規格A4）（第11条関係）

保管受託書		
様	年 月 日	
	群馬県知事 印	
次のとおり、考古資料を確かに預かりました。		
物 件 名	数 量	特 記 事 項
保 管 希 望 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
条 件		